

愛知県賃貸住宅供給促進計画の策定について

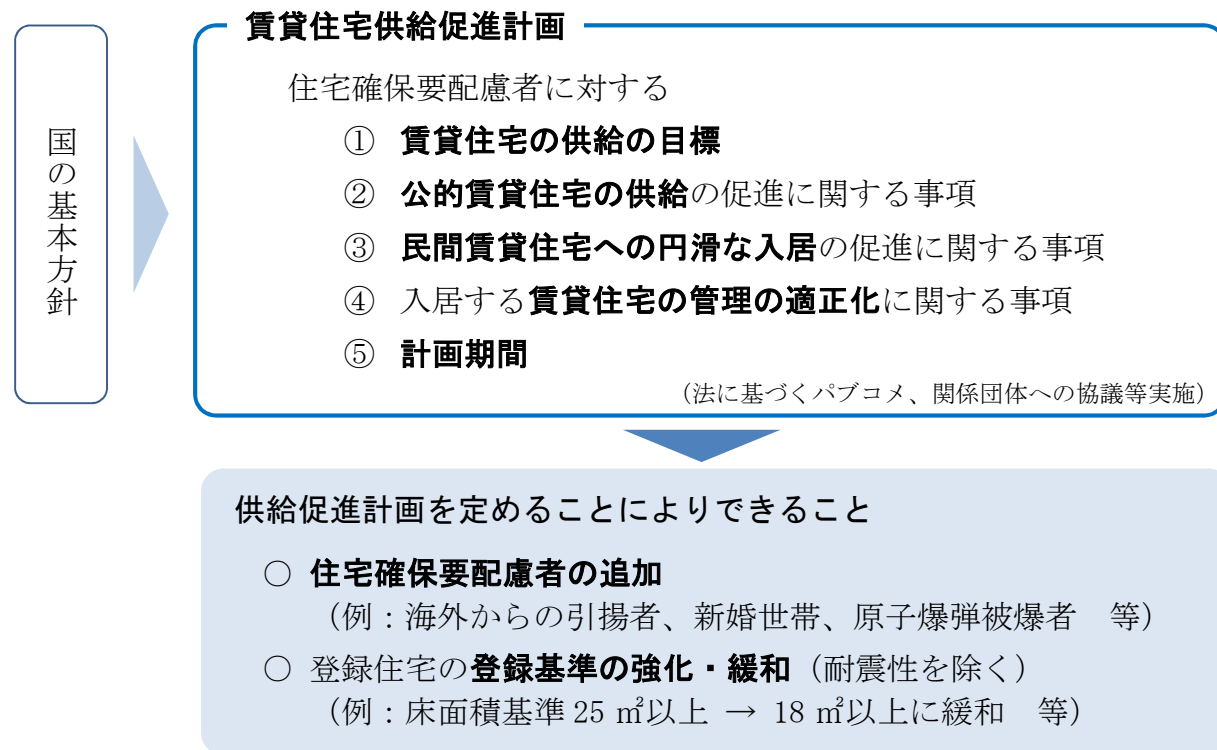
1 法律概要

高齢者世帯や子育て世帯などの住宅確保要配慮者(※)の増加に対応するため、国が住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）を改正し、民間賃貸住宅等を活用した住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度等を創設（法律公布：平成 29 年 4 月 26 日、施行：平成 29 年 10 月 25 日）。

※高齢者、障害者、低額所得者、子育て世帯、被災者、外国人等の住宅の確保に特に配慮を要する者

2 賃貸住宅供給促進計画の策定【都道府県・市町村】

国の基本方針に基づき、地方公共団体が住宅確保要配慮者向け住宅の登録等に関する賃貸住宅供給促進計画を策定（任意）。



3 「愛知県賃貸住宅供給促進計画」の検討体制について

計画における供給目標や施策等についてご意見をいただく「愛知県賃貸住宅供給促進計画有識者懇談会」を開催。

愛知県賃貸住宅供給促進計画有識者懇談会

氏名	職名	分野
ごとう すみえ 後藤 澄江 【座長】	日本福祉大学 社会福祉学部社会福祉学科 教授	住宅確保要配慮者
こまつ ひさし 小松 尚	名古屋大学大学院 環境学研究科都市環境学専攻 准教授	地域・まちづくり
まつやま あきら 松山 明	中部大学 工学部建築学科 准教授	公営住宅

4 計画検討の流れ

